

むつ市農業委員会第672回総会議事録

平成23年9月13日（火）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成23年9月13日（火）午前10時50分から午後12時00分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（28名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
3	〃	北 上 勝 利
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
14	〃	水 戸 隆 璽
15	〃	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
28	〃	杉 山 武 美
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（2名）

番 号	役 職 名	氏 名
27	農 業 委 員	原 英 輔
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 その他

6. 会議に従事した職氏名

次 長 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

7番 村 口 利 光 8番 野 里 岩 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第672回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、30名中28名で定足数に達しております。</p> <p>本日、27番原委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。また、29番畑中会長職務代理者は会長代理として市議会出席のため欠席であります。</p>
議 長	<p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、7番村口利光委員、8番野里委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の許可申請1件であります。申請地は、むつ市大曲二丁目2番1号、地目が田、面積が4,604㎡。母親から二男夫婦に各持分2分1の贈与による所有権の移転であります。平成23年8月30日、11番工藤委員、30番中島委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は自家用の季節野菜が栽培されており、一部が休耕地となっております。今日まで、二男夫婦が農作物作付けを手伝いし、母親が高齢のため、農地を管理している状況です。今後におきましても、営農計画書が提出されており、休耕地の部分も含めて農地の有効利用を図るものであります。農地法第3条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ぼす影響もなく、特に問題はないと思っております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
工藤委員	8月30日、私と中嶋委員、事務局で現地調査を行いました。現地は農地として利用されています。事務局の説明のとおり、基準要件は満た

されており、特に問題はないと思います。 以上です。

議 長

議案第 1 号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

坂本委員

贈与の申請面積が 4, 604 m²、夫婦で各持分が 2 分 1 となっておりますが、むつ地区の下限面積が 30 アールと設定されていることに問題はないのか。

事務局

農地の運用上、家族共有財産の利用と考え、世帯主義ととらえていただければよろしいかと思えます。下限面積の要件については、地域を問わず自分の持分と取得される分を併せた耕作利用面積の上限で判断いたします。また、使用貸借契約の耕作面積、賃貸借契約の耕作面積も農地の利用面積として含まれますことをご理解願います。

議 長

質疑ございませんか。

各委員

なし

議 長

質疑がありませんので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたします。

議 長

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

議 長

法務局から地目変更登記に係る照会による、回答報告事項が 6 件あります。事務局より説明願います。

事務局

地目変更登記に係る農地の現況照会であります。

報告第 1 号につきましては、申請地がむつ市大畑町家の上 13 番、地目が畑、面積が 1, 417 m²。平成 23 年 8 月 3 日、12 番本山委員、19 番赤坂委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、漁業の資材置き場となっております。十数年経過していること、雑種地の状況から判断し、非農地として回答しました。

報告第 2 号につきましては、申請地がむつ市大字関根字北関根 127 番 7。127 番 8。地目が 2 筆とも畑、面積では 127 番 7 が 235 m²。127 番 8 が 456 m²。平成 23 年 8 月 9 日、5 番蛭名委員、23 番坪委員、28 番杉山委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、建設の資材置き場となっております。十数年経過していること、雑種地の状況から判断し、非農地として回答しました。

報告第 3 号につきましては、申請地がむつ市上川町 3 番 1、地目が畑、面積が 1, 722 m²。平成 23 年 8 月 11 日、10 番菅原委員、22 番立花幸雄委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は雑草が繁茂し、数十年経過していること、市街化区域内であり、原野の状況から判断し、非農地として回答しました。

報告第 4 号につきましては、申請地がむつ市大畑町大畑道 27 番 5、地目が畑、面積が 79 m²。平成 23 年 8 月 30 日、12 番本山委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、平成 5 年から宅地として利用されており、相当年数経過していること、平成 21

年度から宅地課税されている状況から判断し、非農地として回答しました。

報告第5号と第6号につきましては、申請者が同じ方です。

平成23年8月29日、10番菅原委員、20番嶋影委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。

報告第5号の申請地は、むつ市田名部字品ノ木34番180、地目が畑、面積が1,872㎡。

報告第6号の申請地は、むつ市田名部字三本松42番、地目が畑、面積が1,874㎡。

報告第5号と第6号の現況は、雑木・雑草が繁茂し、数十年経過していること、原野の状況から判断し、非農地として回答しました。

以上です。

これで報告を終わります。

その他、ご質疑・ご意見ありませんか。

なし

以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第672回総会を閉会します。

議 長

各委員

議 長

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 村 口 利 光

会議録署名委員 野 里 岩 雄